

ふるさと産業振興条例(仮称)に関する政策立案等検討会設置要綱

(設置)

第1条 ふるさと産業振興条例(仮称)について検討するため、「議員の提案する政策に係る条例等の支援業務について」(平成17年5月13日各派会長会議の申し合わせ事項)に基づき、政策立案等検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、ふるさと産業振興条例(仮称)の制定に向けた調査検討を行い、検討結果について議長に報告する。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は10人とし、自由民主党4人、民主・連合の会1人、公明党1人、日本共産党1人、県政クラブ1人、新政クラブ1人、社会民主党・無所属の会から1人とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員が互選する。

(会議)

第5条 会議は会長がこれを主宰し、取りまとめを行う。
2 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を行う。
3 委員に事故があるときは、その委員の属する会派は代理を出席させることができる。
4 会議は委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、県議会事務局政務企画室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月3日から施行する。